

【別添1】

津山市立久米こども園運営委託事業 仕様書

津山市こども保健部

平成28年7月

津山市立久米こども園運営委託仕様書

津山市立久米こども園（以下「久米こども園」という。）の運営委託に関する仕様は、以下に定めるところによる。

1. 施設等の概要に関する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 建物立地 | 津山市南方中1744-1番地 |
| (2) 施設種別 | 保育所型認定こども園（津山市立久米保育所（以下「久米保育所」という。）を平成29年4月1日から移行させて設置） |
| (3) 敷地面積 | 9,048.6㎡ |
| (4) 構造 | 鉄骨ブロック造平屋建て・瓦葺き |
| (5) 施設規模 | 1,376.96㎡（延べ床面積） |
| (6) 主な室 | 乳児室（ほふく室）1、保育室7、遊戯室1、調理室1
子育て支援センター室1、医務室1、調乳室1、沐浴室1
事務室1、休憩室1、便所6、倉庫3、プール1、その他 |
| (7) 建築年度 | 平成10年度 |
| (8) 認可定員 | 2号・3号認定：140名、1号認定：15名（予定） |
| (9) 入所人員 | 【参考】154名（2号・3号認定の計。平成28年5月1日現在。） |
| (10) 職員数 | 【参考】33名（平成28年5月1日現在） |
| (11) 保育概要 | 通常保育事業、延長保育事業、一時預かり事業（一般型及び幼稚園型）、障害児保育事業、地域子育て支援拠点事業（旧「センター型」） |
| (12) 保育目標等 | 保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第1号）及び津山市における就学前教育・保育カリキュラム並びに現行の久米保育所の目標等を踏まえ、委託事業者と津山市が協議の上定めることとする。 |

2. 委託の条件に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

【認定こども園運営に関する事項】

- ①法人自らが久米こども園を運営すること。
- ②久米保育所の運営内容を原則継承し、安定的かつ継続的な運営を行うこと。

③児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第47号）に規定される児童福祉施設最低基準、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年岡山県条例第65号）に規定される保育所型認定こども園の認定要件のほか、関係法令、通知等を遵守すること。

【通常保育の内容、開園時間、休園日等に関する事項】

- ①保育内容については、保育所保育指針を基本とし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び津山市における就学前教育・保育カリキュラムを踏まえて保育課程・指導計画を作成・実施すること。なお、1号認定子ども及び2号認定子どもに対しては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- ②利用時間及び開園時間は、次のとおりとする。ただし、延長保育の実施により、午後7時まで開園すること。

利用時間			開園時間
教育標準時間	保育短時間	保育標準時間	
午前8時30分から午後2時まで	午前8時30分から午後4時30分まで	午前7時から午後6時まで	午前7時から午後6時まで

- ③休園日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び日曜日とする。ただし、上記以外の日をやむを得ず休園日にする場合は、あらかじめ保護者に説明の上、理解を得ておくこと。
- ④学年の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- ⑤1号認定子どもに係る学期は、次のとおりとする。
- ・第1学期 4月1日から7月31日まで
 - ・第2学期 8月1日から12月31日まで
 - ・第3学期 1月1日から3月31日まで
- ⑥1号認定子どもに係る休業日は、次のとおりとする。
- ・土曜日
 - ・学年始休業日 4月1日から4月6日まで
 - ・夏季休業日 7月20日から8月26日まで
 - ・冬季休業日 12月25日から1月6日まで
 - ・学年末休業日 3月26日から3月31日まで

【地域子ども・子育て支援事業及び特別保育の内容に関する事項】

- ①委託する保育所において現在実施している次の地域子ども・子育て支援事業及び特別保育を継続実施し、保育内容の充実に努めること。

- ・地域子育て支援拠点事業（「地域子育て支援センター」）
- ・一般型一時預かり事業
- ・延長保育事業（保育短時間認定及び保育標準時間認定）
- ・障害児保育事業

②津山市幼稚園型一時預かり事業実施要綱（平成28年津山市告示第192号）に基づく幼稚園型一時預かり事業を新規に実施すること。

【保育内容などの継続に関すること】

- ①入園児童の受入れは、2号・3号認定子どもについてはおおむね生後2か月からとし、乳児保育（0歳児保育）に積極的に取り組むこと。また、1号認定子どもについては、3歳（当該年度中に満3歳に達するものを除く。）からとすること。
- ②給食調理は、委託事業者自らが所内調理室で行うこととし、アレルギー食への対応を行うこと。
- ③給食においては、現行の主食の提供を維持するとともに、地場産食材の積極的使用に努め、食育を考えた給食の提供を行うこと。
- ④児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第47号）第16条の規定に基づき健康診断を実施すること。
- ⑤入園児童の保護者負担額（保育料を除く保護者会費、諸費等）は現行の水準とすること。ただし、新たなサービスの対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。

【その他の事項に関すること】

- ①保育所型認定こども園の名称は、「津山市立久米こども園」とする。
- ②久米こども園の運営に当たっては、保護者に誠意を持って対応すること。
- ③私的契約児を入所させないこと。
- ④入園の決定、定員の決定は津山市が行うものであること。
- ⑤保育所型認定こども園の運営を委託する事業者（以下「新事業者」という。）が現在の久米保育所の委託事業者（以下「現事業者」という。）から変更となった場合で、現事業者が雇用している職員が新事業者での雇用を希望するときは、可能な限り新事業者において雇用に努めること。
- ⑥久米保育所で現在実施している行事・サービス等については、別紙1「11. 主な行事、付加サービス等」の内容を踏まえ、次の方針に沿って実施すること。また、行事等の計画に当たっては、必要に応じて市に事前協議するとともに、特に、保護者が参加する行事等については、その時期、具体的内容等をあらかじめ保護者に説明・周知し、理解を得ておくこと。なお、行事等は、保護者・事業者・市で協議の上、追加、変更又は廃止していくことは可能とする。
 - ・保育参観は年4回以上実施すること。
 - ・年間を通して食育に資する体験事業を実施すること。
 - ・季節に応じた行事・体験事業を実施すること。

- ・地域との連携・交流を重視し、交流事業は年3回以上実施すること。
 - ・天然芝の園庭を適切に維持管理すること。
 - ・保育においてプールの積極的活用を図ること。
- ⑦3歳児以上の保育者には、原則として幼稚園教員免許状と保育士資格を併有する者を充てること。
- ⑧近隣の小学校や他の教育・保育施設との連携を行うこと。
- ⑨久米保育所で使用している制服・カバン等を変更する場合は、事前に保護者に説明し、猶予期間を設けるなど、保護者の負担の軽減に努めること。
- ⑩保護者会は継続設置し、定期的な意見交換の場を設けること。

(2) 施設の維持管理等に関する事項

【基本事項】

- ①施設、設備、備品等について、善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、破損、滅失等した場合は補充し、その使用に支障のないようにしなければならない。
- ②管理している物品等を委託業務の目的以外の用途に使用しないものとし、併せて第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- ③施設等について次の事項を行ってはならない。ただし、あらかじめ津山市長の承諾を受けたときは、この限りでない。
- ア 施設の構造、造作物を改変すること。
 - イ 本委託業務の目的以外に使用すること。
- ④施設及びその付帯施設に不備や不具合がある場合は、津山市長に報告すること。

【施設の維持管理及び備品等に関する事項】

- ①施設、引継書記載の物品（別紙①）等については、無償でこれを使用することができる。
- ②上記のほか、保育の実施に必要な備品を購入し、又は持ち込むことができる。ただし、その場合においてあらかじめ津山市の承諾を得るとともに台帳を整備すること。なお、備品は、原則税込価格3万円以上の物品とする。
- ③施設、備品等の経年劣化や不可抗力により生じた破損が明らかになったときは、直ちに津山市に報告し、協議すること。
- ④施設及び備品の大規模な修繕、改修等の必要が生じたときは、津山市がこれを行うものとする。ただし、10万円以内の修繕については事業者が行うこと。
- ⑤不適切な維持管理や使用により、機器等の修繕が必要となったときは、事業者の責任においてこれを行うこと。
- ⑥施設の電気料、水道料、下水道使用料、管理委託料については津山市負担とする。ただし、別途示す額を基準とし、この額を超える場合は協議するものとする。

(3) 引継ぎ及び保育の評価に関する事項

【引継ぎに関する事項】

- ①事業者の決定後は、速やかに保護者・事業者・津山市の三者（事業者の変更があった場合は、必要に応じて現事業者も含めた四者。）による話合いの場を設置すること。
- ②事業者が変更となった場合、新事業者は、保育所運営の移行を円滑に進めるため、津山市と協力しながら施設運営の全般にわたる引継ぎを行うこと。また、引継計画については、受託決定後速やかに作成することとし、その計画に基づき、平成28年12月以降の津山市が指定する日から3月31日までの間に、児童の処遇について久米保育所で現事業者との合同保育を行うこと。なお、その期間については別途協議するものとする。

【委託後の保育の評価に関する事項】

- ①事業者・津山市の二者又は保護者・事業者・津山市の三者による話合いの場を必要に応じて設置すること。
- ②苦情解決の仕組みとして中立・公正な第三者の立場からの助言を行う「第三者委員会」を設置すること。
- ③福祉サービスの「第三者評価制度」に基づく評価を契約期間内に少なくとも1回受審すること。なお、受審時期は、事業者及び津山市で協議の上決定するものとする。

3. 委託料に関する事項

(1) 委託料について

委託料についての基本的な考え方は、通常保育事業経費（国が定める公定価格に基づき算出した施設型給付費）に特別保育事業経費を加えた額から、津山市が負担する施設維持管理費（電気料、水道料、下水道使用料、施設の管理委託料等）を差し引いた額とする。ただし、これらの維持管理費は、毎年度市が提示する額（平成28年度の当初予算額（参考額）は別紙②のとおり）を基本とし、この額を超えた場合は必要に応じて協議するものとする。

(2) 委託料の支払いについて

委託料の通常保育事業経費分は、毎月1日時点での入所児童数に基づき算出し、毎月支払うものとし、特別保育事業経費分については、実績に基づき支払うものとする。

(3) 各種収入金の取扱いについて

保護者からの保育料その他の収入金の取扱いについては、別紙③に定めるとおりとする。